

多摩地域ユース・プラザ（仮称）整備等事業
実施方針

平成14年7月
東京都教育庁

< 目次 >

<u>第1 特定事業の選定に関する事項</u>	1
<u>1 事業の内容</u>	1
<u>2 特定事業の選定の方法及び基準</u>	3
<u>第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</u>	3
<u>1 募集及び選定の方針</u>	3
<u>2 選定の手順（予定）</u>	3
<u>3 応募者の参加資格</u>	4
<u>4 提案の審査及び事業者の選定に関する事項</u>	4
<u>第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項</u>	5
<u>1 基本的考え方</u>	5
<u>2 予想されるリスクと責任分担</u>	5
<u>3 事業の監視</u>	5
<u>第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項</u>	5
<u>1 施設の立地条件</u>	5
<u>2 土地の取得等に関する事項</u>	6
<u>3 建物等の改修要件</u>	6
<u>第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項</u>	6
<u>第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項</u>	6
<u>1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置</u>	6
<u>2 事業の継続が困難となった場合の措置</u>	6
<u>3 金融機関と都との協議</u>	7
<u>第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項</u>	7
<u>1 法制上及び税制上の措置</u>	7
<u>2 財政上及び金融上の支援</u>	7
<u>3 その他の支援</u>	7
<u>第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項</u>	7
<u>1 債務負担行為</u>	7
<u>2 実施方針に関する説明会の開催</u>	7
<u>3 別添資料の交付</u>	8
<u>4 実施方針に対する意見等の受付及び回答</u>	8
<u>5 現状施設の公開</u>	8
<u>6 連絡先</u>	9

別紙1 リスク分担表

別紙2 多摩地域ユース・プラザ建設予定地

別紙 3 八王子高陵高校現況施設構成

別紙 4 実施方針（業務要求水準書案・契約書案）に関する意見・質問書

別添資料 1 多摩地域ユース・プラザ（仮称）整備等事業の実施にかかる基本的考え方

別添資料 2 多摩地域ユース・プラザ（仮称）整備等事業 業務要求水準書(案)

別添資料 3 多摩地域ユース・プラザ（仮称）整備等事業 契約書(案)

多摩地域ユース・プラザ（仮称）整備等事業の実施に関する方針

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業の内容

(1) 事業名称

多摩地域ユース・プラザ（仮称）整備等事業

(2) 対象となる公共施設等の名称及び概要

ア 名称

多摩地域ユース・プラザ（仮称）

イ 施設概要等

多摩地域ユース・プラザ（仮称）は、現在の東京都立八王子高陵高等学校（平成15年度末閉校予定、以下「八王子高陵高校」という。）を改修して整備される文化・学習施設、スポーツ施設、野外活動施設、宿泊施設等により構成される施設である。

(3) 公共施設等の管理者等の名称

東京都知事 石原 慎太郎

(4) 事業目的

ア 青少年の自立と社会性の発達とを支援するための社会教育施設を整備し、青少年が多くの人々との直接的な交流ができる機会と場を提供する。特に、学校教育活動との連携を進め、児童・生徒の体験活動を豊かなものにするための支援を行う。

イ 生涯学習の振興のため、広く都民に文化・学習活動、スポーツ活動及び野外活動の機会と場とを提供する。

(5) 事業方式

R O (Rehabilitate-Operate)方式（選定事業者が施設を改修し、運営及び維持管理を行う方式をいう。）とする。

(6) 事業期間

事業期間は、設計期間、改修工事期間及び運営を開始した日から10年間とする。ただし、事業終了時に都と事業者が協議により合意した場合には、事業者は運営及び維持管理業務を継続して行うことができるものとする。

(7) 選定事業者の事業の範囲

事業の範囲は、次のとおりとする（具体的な業務の範囲については、「別添資料2 業務要求水準書(案)」(以下、「業務要求水準書(案)」という。)を参照)。

ア 施設の改修

学校施設を、文化・学習施設、宿泊施設等に改修するための設計、工事及びその関連業務

イ 施設の運営

(ア) 文化・学習施設の利用受付、料金徴収等の施設提供業務

(イ) スポーツ施設の利用受付、料金徴収等の施設提供業務

- (ウ) 野外活動施設の利用受付、料金徴収等の施設提供業務
- (エ) 宿泊施設の利用受付、料金徴収等の施設提供業務
- (オ) 社会教育事業（講座、体験活動、交流等）の実施
- (カ) 青少年の活動に関する相談への対応、活動プログラムの開発提供
- (ク) 利用者に対する飲食の提供及び物品の販売

ウ 施設の維持管理

建築物保守管理業務のほか、施設の維持管理に必要な一切の業務

エ その他

選定事業者は、生涯学習の振興や施設利用者の利便の向上を図る観点から、当該施設を有効に活用し、自らの創意工夫による事業（以下「民間提案事業」という。）を行うことを可能とする。

(8) 選定事業者の収入

選定事業者の収入は、以下のものを基本とする。

ア 都が支払うサービス購入料

都は、選定事業者が、都の示す業務要求水準書を満たして施設を常に利用可能な状態とするために必要な改修・運営・維持管理を行う対価としてサービス購入料を支払う。

なお、社会教育事業の講座開催に要する経費については、事業実施前年度の企画委員会での協議に基づいて、事業実施年度の金額を決定する。

イ 施設利用者の利用料金等収入

利用者を受け入れる対価として発生する利用料金等収入は、直接選定事業者の収入となる。

ウ その他

民間提案事業の実施に伴う収入及び各種事業の実施に伴う企業協賛金は、直接選定事業者の収入となる。

また、施設名称をネーミングライト販売により行った場合の収入は、都と民間事業者の間で一定の割合で^{あん}按分する。

(9) 事業の日程（予定）

平成 15 年 5 月	仮契約
平成 15 年 6 月	契約議案の議会への提出
平成 15 年 6 月	事業契約締結
平成 15 年 7 月から平成 16 年 3 月まで	設計
平成 16 年 4 月から平成 17 年 3 月まで	改修
平成 17 年 4 月	開館
平成 17 年 4 月から平成 27 年 3 月まで	維持管理及び運営

(10) 遵守すべき法令等

選定事業者は、本事業を実施するに当たって、以下の法令等を遵守するものとする。

ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

- イ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ウ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- エ 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成 6 年法律第 44 号）
- オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- カ 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）
- キ 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）
- ク 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ケ 東京都福祉のまちづくり条例（平成 7 年東京都条例第 33 号）
- コ 東京都建築安全条例（昭和 25 年東京都条例第 89 号）
- サ 東京都屋外広告物条例（昭和 24 年東京都条例第 100 号）
- シ 東京における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 年東京都条例第 216 号）
- ス その他関係法令

2 特定事業の選定の方法及び基準

(1) 選定方法

都は、本事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する事業（以下「PFI 事業」という。）として実施することにより、財政資金の効率的活用が図られることが期待できる場合や、施設利用者等に対するサービスの向上が期待できる場合には、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定基準

本事業を特定事業として選定するに当たっては、次の客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- ア コスト算出による定量的評価
- イ PFI 事業として実施することの定性的評価
- ウ 選定事業者に移転されるリスクの評価
- エ アからウまでに掲げる事項の総合的評価

第 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方針

本事業への参画を希望する民間事業者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に十分留意しながら事業者の選定を進めていく。

事業者の選定に当たっては、総合評価一般競争入札方式を採用する（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2）。また、本事業はWTOに基づく政府調達に関する協定の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）が適用されるものである。

2 選定の手順（予定）

平成 14 年 9 月

特定事業の評価及び選定並びにこれらの結果の公表

平成 14 年 10 月 入札公告、契約書、業務要求水準書、落札者決定基準
及び入札説明書の配布

平成 14 年 10 月から平成 15 年 2 月まで
入札公告に対する質問受付及び回答書配布

平成 15 年 1 月 応募者の資格確認

平成 15 年 2 月 提案書受付

平成 15 年 3 月 落札者選定

平成 15 年 5 月 仮契約締結

平成 15 年 6 月 平成 15 年都議会第 2 回定例会にて契約議案提出

3 応募者の参加資格

応募者は、単独の企業又は複数の企業等によって構成されたグループで、応募者の資格確認の時点で次の(1)及び(2)に該当していなければならない。

(1) 応募者の要件

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

イ 東京都競争入札参加有資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。

ウ 経営不振の状態（会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。ただし、都が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にないこと。

(2) 応募者の構成上の要件

ア 都と本事業に関するアドバイザー契約を締結した企業（当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業を含む。）及びその関連会社（親会社及び子会社を含む。）が、応募者の構成員として参加していないこと。

なお、本事業に関するアドバイザー契約を締結した企業は、株式会社三菱総合研究所である。

イ 本事業の改修業務を担当する者（請負を含む。）は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。

ウ 一応募者の構成員のいずれかが、他の応募者の構成員として重複参加していないこと。

4 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

(1) 審査委員会の設置

事業提案の審査は、透明性及び公正性を確保することを目的として設置した、学識経験者等の外部委員と都職員とにより構成される審査委員会において行うものとする。

(2) 審査内容

審査委員会は、次の内容により、事業提案に係る審査を行う。具体的な審査基準については、入札公告時に公表するものとする。

ア 施設提案審査

施設の内容、環境対策等

イ 業務提案審査

運営及び維持管理の内容、実施体制等

ウ 事業計画提案審査

施設提案及び業務提案との整合性、工期及び収入見通しの現実性及び安定性、資金調達方法等

(3) 事業者の選定

都は、審査委員会の審査による評価得点及び入札価額に基づき選定事業者を決定し、契約手続を行う。

なお、落札者は仮契約締結時までに本事業を実施する特別目的会社を設立し、グループの構成員は原則として出資を行うこと。

(4) 審査結果の公表

審査結果の概要は、これを公表する。

(5) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は、都に帰属しないが、公表、展示、その他都が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、都は、これを無償で使用することができるものとする。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業は、都と民間事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。したがって、原則として、そのリスクを最もよく管理できる者が当該リスクを分担するものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

都と選定事業者とのリスク分担は、原則として別紙1の表によることとする。具体的内容については、入札説明書において明示し、最終的には、事業契約で明文化する。

3 事業の監視

都は、選定事業者が提供するサービスの内容の確認及び選定事業者の財務状況を把握するため、選定事業者に対して定期的に業務状況や財務状況の報告等を求めることができるものとする。

また、都は、選定事業者が事業契約で定める仕様又は条件に違反した場合は、選定事業者に対して改善措置を求めることができるものとする。報告及び改善措置の方法、内容等については、入札説明書で明示し、最終的には、事業契約で定める。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 施設の立地条件

- | | |
|-----------|--|
| (1) 建設予定地 | 東京都八王子市川町55番地 |
| (2) 敷地面積 | 65,964平方メートル(現在の八王子高陵高校の敷地) |
| (3) 施設面積 | 14,016平方メートル(現在の八王子高陵高校の延床面積) |
| (4) 用途地域 | 第1種低層住居専用地域(市街化調整区域) |
| (5) 建ぺい率 | 30パーセント |
| (6) 容積率 | 50パーセント |
| (7) 配置 | 別紙2のとおり |
| (8) その他 | ア 第1種高度地区
イ 日影規制区域(3時間、2時間、1.5メートル) |

2 土地の取得等に関する事項

本件施設の土地及び建物については、事業期間中、都から選定事業者は無償で貸し付ける予定である。

3 建物等の改修要件

施設構成、規模、改修箇所、設計要件等については、入札説明書で明示する。ただし、基本的な施設構成は、以下のとおりとする。

なお、現況施設構成は別紙3のとおりである。

(1) 施設構成等

- | | |
|-----------|--|
| ア 文化・学習施設 | 会議・研修室、工芸室、音楽・演劇室等 |
| イ スポーツ施設 | 体育館等 |
| ウ 野外活動施設 | キャンプ場、炊さん場等 |
| エ 宿泊施設 | 200人程度で適切な規模 |
| オ 管理施設 | 受付及び事務室 |
| カ 共用施設 | ロビー、ユース・スクエア(来館者の交流と情報交換の場として整備されるオープンスペース)等 |
| キ 民間提案施設 | 民間提案事業を行うための施設 |

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

都と選定事業者との間で締結する事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、都と選定事業者とは、誠意をもって協議するものとする。

また、事業契約に係る訴訟については、都の事務所(本庁)の所在地を管轄する日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約で定める事由ごとに、都及び選定事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

1の措置を講じたにもかかわらず、事業の継続が困難となった場合は、事業契約の規定に従い、事業を終了する。

3 金融機関と都との協議

事業の安定的な継続を図るために、都は、必要に応じて、一定の事項について、あらかじめ選定事業者に本事業に関して資金を融資する金融機関と適切な取決めをするための協議を行うものとする。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

選定事業者が事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2 財政上及び金融上の支援

選定事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、都はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努めるものとする。

なお、本事業が特定事業として選定された場合には、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象事業となる予定である。

3 その他の支援

- (1) 選定事業者が事業を実施するに当たって必要な許認可等に関し、都は、これらの許認可を選定事業者が取得することができるよう、必要に応じて協力する。
- (2) 都は、施設利用者が増えるように、広報活動等において可能な限り選定事業者に協力する。特に、学校教育活動としての利用の促進のため、都立学校や区市町村教育委員会への情報提供、説明等を積極的に行う。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 債務負担行為

本事業に関する予算措置として、平成15年都議会第1回定例会で、債務負担行為を定めるよう手続を進めるものとする。

2 実施方針に関する説明会の開催

本事業に対する民間事業者の参入の促進に向けて、実施方針に関する説明会を次の要領で開催する。

(1) 日時

平成14年8月7日（水曜日）午前10時から2時間程度

(2) 場所

東京都庁第二本庁舎1階ホール

(3) 参加者等

- ア 本事業への参画を希望する民間事業者。ただし、1社につき3名までとする。
- イ 平成14年8月6日(火曜日)までに、6の連絡先に企業名及び参加人数を事前登録すること。

3 別添資料の交付

「別添資料1 多摩地域ユース・プラザ(仮称)整備等事業の実施にかかる基本的考え方」、業務要求水準書(案)及び「別添資料3 多摩地域ユース・プラザ(仮称)整備等事業 契約書(案)」(以下、「契約書(案)」という。)は、平成14年8月7日(水曜日)以降、インターネットでの閲覧が可能であるが、平成14年8月7日(水曜日)から同月21日(水曜日)までは、6の連絡先でも交付する。

なお、業務要求水準書(案)及び契約書(案)の提示は、入札前に事業者の意見を聴取することを目的としたものである。

4 実施方針に対する意見等の受付及び回答

- (1) この実施方針(業務要求水準書(案)及び契約書(案)を含む。)に関する意見又は質問がある場合は、別紙4による実施方針に関する意見・質問書を、電子メール、郵送又は持参により、次表に掲げる期間内に、6の連絡先に提出すること。

なお、郵送又は持参の場合で意見・質問書の内容をパソコンにより作成した場合は、記録したフロッピーディスクも併せて提出すること。

電子メール及び郵送	平成14年8月8日(木曜日)から同月21日(水曜日)の午後5時まで なお、郵送の場合は、平成14年8月21日必着とする。
持参	平成14年8月8日(木曜日)から同月21日(水曜日)までの午前9時から午後5時まで

- (2) 提出された実施方針に関する質問に対する回答書については、特定事業の選定結果の公表時に下記の連絡先にて配布する。

5 現状施設の公開

現状施設(八王子高陵高校)の公開を次の要領で実施する。下記の日時を除き、民間事業者は八王子高陵高校に原則として立ち入らないこと。

- (1) 日時
平成14年8月8日(木曜日)及び同月9日(金曜日)の午前9時から午後4時まで
- (2) 参加者等

ア 本事業への参画を希望する民間事業者

イ 参加の前日までに、6の連絡先に企業名と参加人数及び参加希望日を事前登録すること。

6 連絡先

郵便番号 163 - 8001

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第二本庁舎 27 階北側

東京都教育庁生涯学習スポーツ部ユース・プラザ開設準備担当 太田、古谷

電話番号 03 - 5320 - 6868 (ダイヤルイン)

ファクシミリ 03 - 5388 - 1734

メールアドレス S9000027@section.metro.tokyo.jp

この実施方針は、インターネットでも閲覧が可能である。

東京都教育委員会ホームページアドレス <http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/>

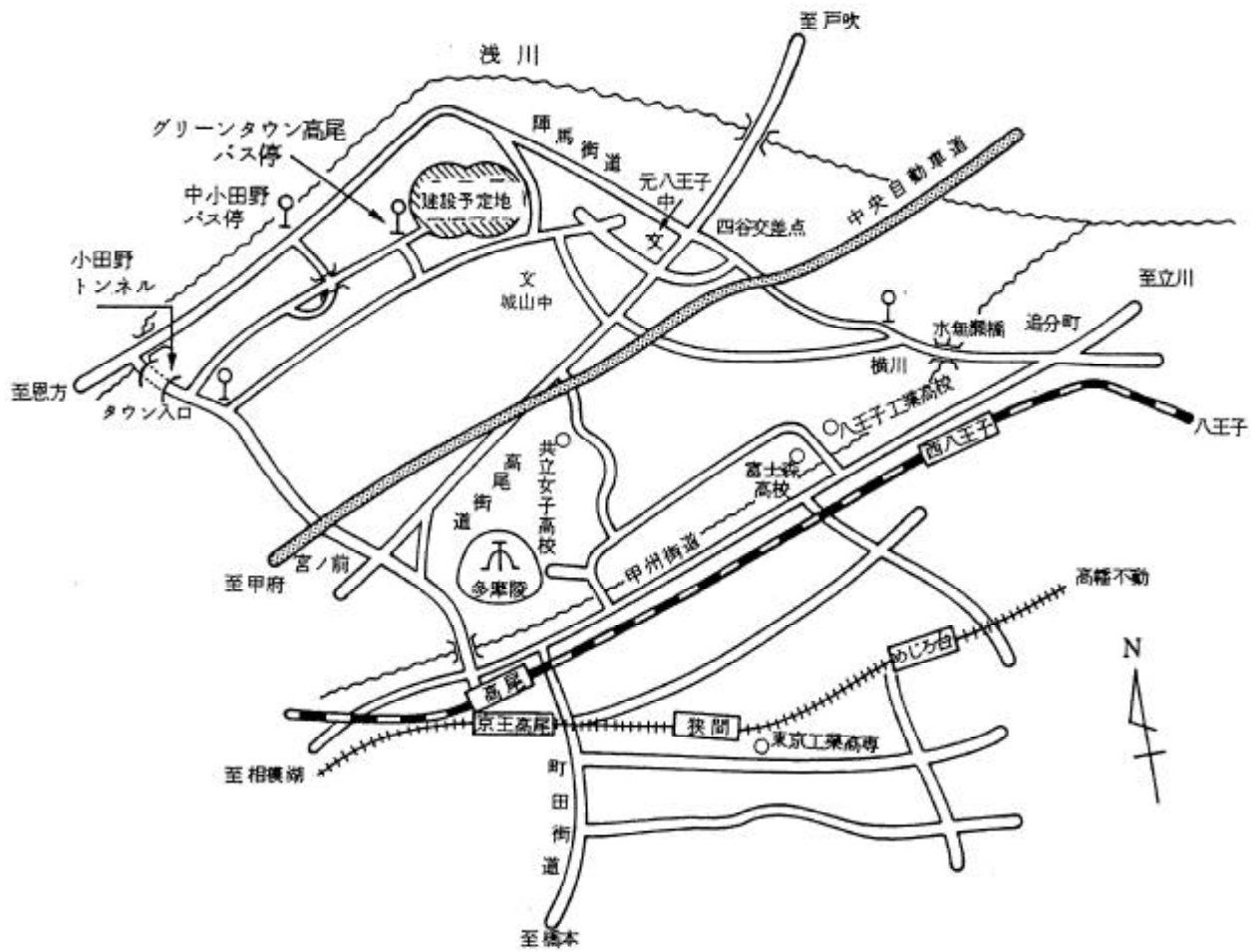
別紙1 リスク分担表

:主分担 :従分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	説明	負担者	
				東京都	選定事業者
共通	物価変動	人件費、燃料費等の物価の変動に伴う選定事業者の経費の増加	建設期間中のものは、選定事業者が負担する。		
			運営期間中のものは、サービス購入料に反映させる。		
	資金調達	必要な資金を確保できない責任	資金調達リスクは、選定事業者が負担する。		
	金利変動	金利の変動に伴う選定事業者の経費の増加	資金調達に関連するリスクは、選定事業者が負担する。		
	応募費用	事業者として応募するにあたり、入札書類の作成等に要する費用の負担			
	許認可失効	許認可の失効に伴って設計又は工期の変更、設備の改善等が必要となる場合の選定事業者の経費増加及び事業契約の履行不能	都の事情による許認可の失効の場合は、都がリスクを負担する。		
			上記以外の場合		
	法令変更	法令変更により、事業の継続に過分の費用を要することとなった場合の費用負担	本事業に直接関係する法制度（消費税を含む。）の変更は、都が負担する。		
上記以外の場合					
住民対策等	コース・プラザの設置、設置条件及び選定事業者への契約条件に反対する住民運動等の発生による事業の進行への障害				
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の都又は選定事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象をいう。）に伴い、設計又は工期の変更、設備の修復等が必要となる場合の選定事業者の経費の増加				
設計	測量調査	地形、地質等の現地調査等の不備等による施工のコストアップ、タイムオーバー、運用時の施設倒壊等の発生	都が行った調査の不備、誤り等により生じた部分は、都がリスク負担する。		
			選定事業者が行った調査の不備、誤り等により生じた部分は、選定事業者がリスク負担する。		
	設計	選定事業者が行った設計の不備、誤り等により生じる一切の費用	設計は選定事業者の選択に委ねられており、選定事業者がリスク負担する。		
設計変更	設計変更に伴う選定事業者の経費の増加	合理的な理由（都の指示等）に基づく設計変更に伴う選定事業者の経費の増加			
		合理的な理由以外の事由による設計変更に伴う選定事業者の経費の増加			
建設	工程変更	工程変更に伴う選定事業者の経費の増加	合理的な理由（都の指示等）に基づく工程変更に伴う選定事業者の経費の増加		
			合理的な理由以外の事由による工程変更に伴う選定事業者の経費の増加		
	開館遅延	施設の開館が遅延する責任	都の責めに帰すべき事由による開館遅延に伴う選定事業者の経費の増加		
選定事業者の責めに帰すべき事由による開館遅延に伴う都の経費の増加					
第三者賠償	建設工事に伴い生じる騒音、振動、臭気等により、周辺住民に損害を加えた、賠償金支払義務の発生	施工中の安全管理は、選定事業者の責任とする。			
運営	利用者の減少	利用者数の減少による、事業収入の減少	選定事業者の営業努力を求めているため、選定事業者負担とする。		

維持管理	利用者の対応	食堂における食中毒、スポーツ施設での事故等の発生等	施設の管理運営は、選定事業者が行う。		
	施設瑕疵	事業期間中に瑕疵が発見された場合に、選定事業者の負担が増加した場合の補てん等	従来の改修は都が行ってきており、瑕疵担保は都の負担とする。		
			今回実施する改修工事についての瑕疵担保責任は、選定事業者が負う。		
	修繕	事業期間中に必要となる修繕費の負担	設計、改修及び維持管理は選定事業者が行うため、選定事業者負担とする。		
	備品更新	事業期間中に必要となる備品更新費の負担	備品更新は、選定事業者が行う。		
	債務不履行	債務不履行による損害の発生	サービス水準の未達その他の選定事業者の債務不履行による事業契約の解除による損害		
			支払債務の不履行その他の都の債務不履行による事業契約の解除による損害		
第三者等への賠償	施設運営から生じる騒音、振動、臭気等により周辺住民や都に損害を加えたことによる賠償費用	施設の運営については、選定事業者責任とする。			
事業終了	移管手続	事業契約が終了した後に選定事業者から都へ運営移管するための諸経費			

別紙2 多摩地域ユース・プラザ建設予定地（八王子市川町55番地）

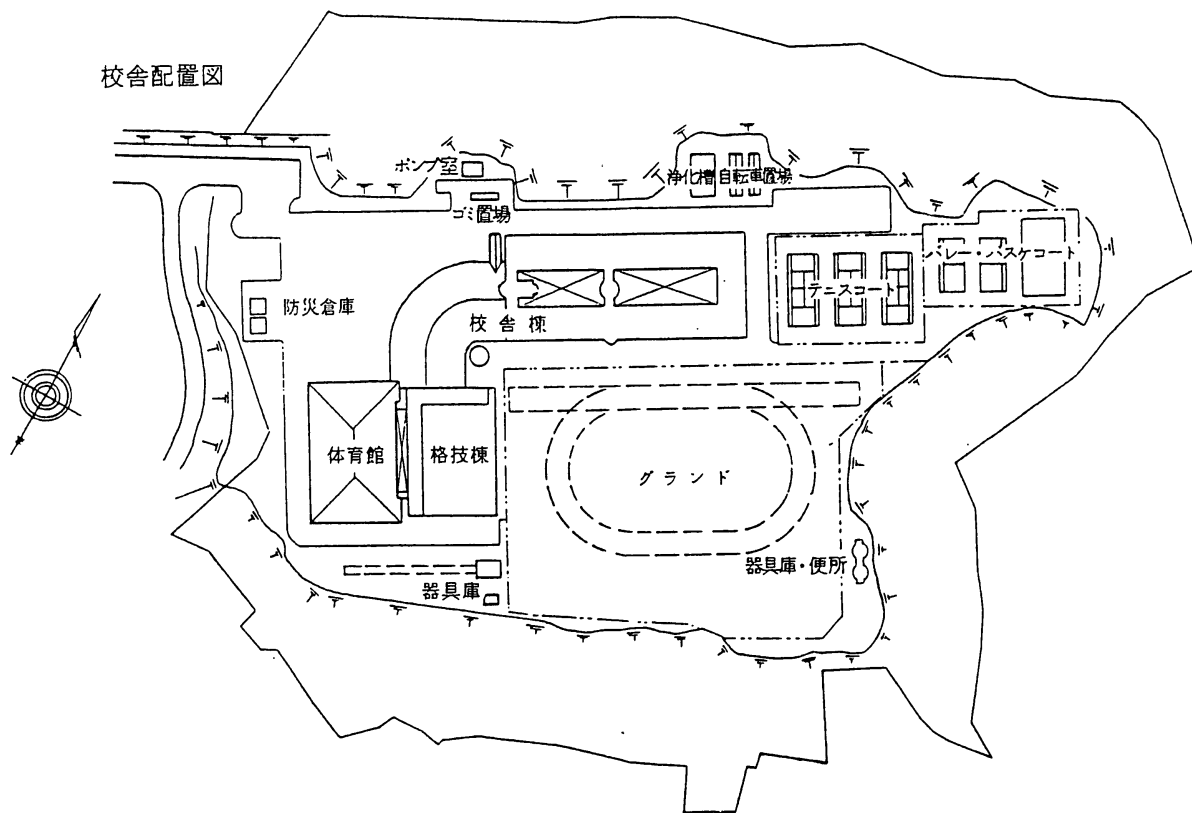


◎交通機関

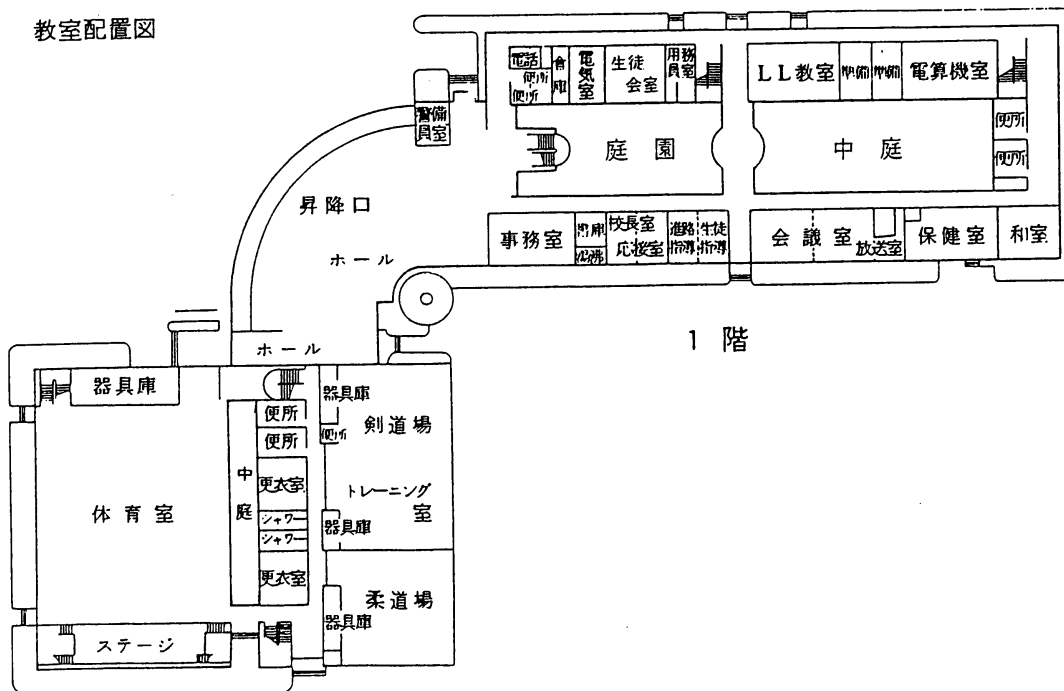
- JR中央線、京王線
- 高尾駅下車
- 北口駅前よりバス乗車
- 終点グリーンタウン高尾下車
- (所要時間15分)

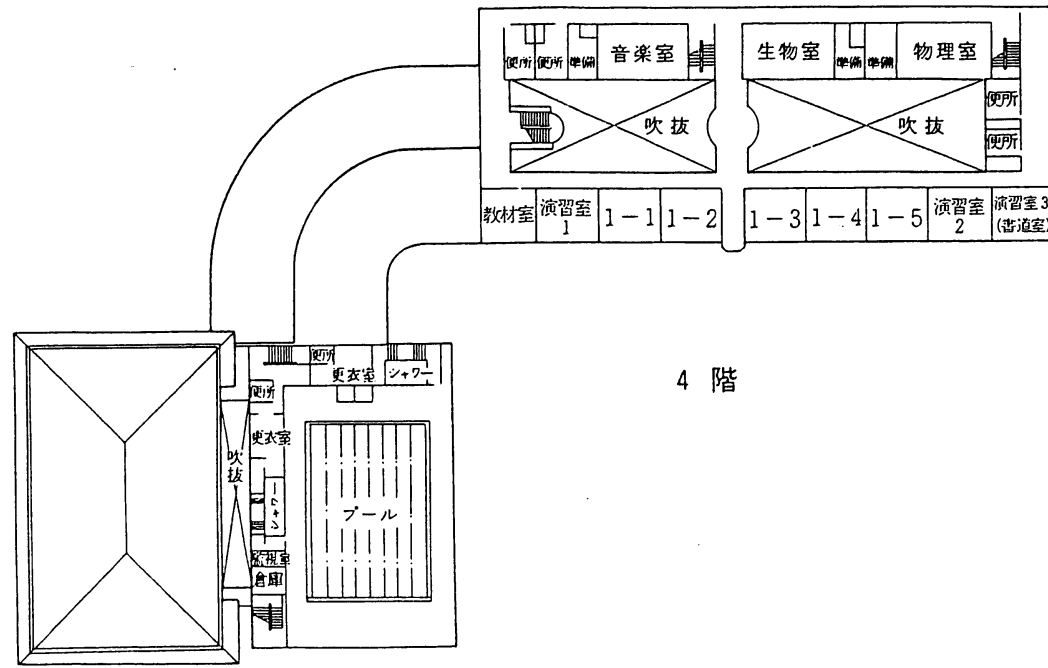
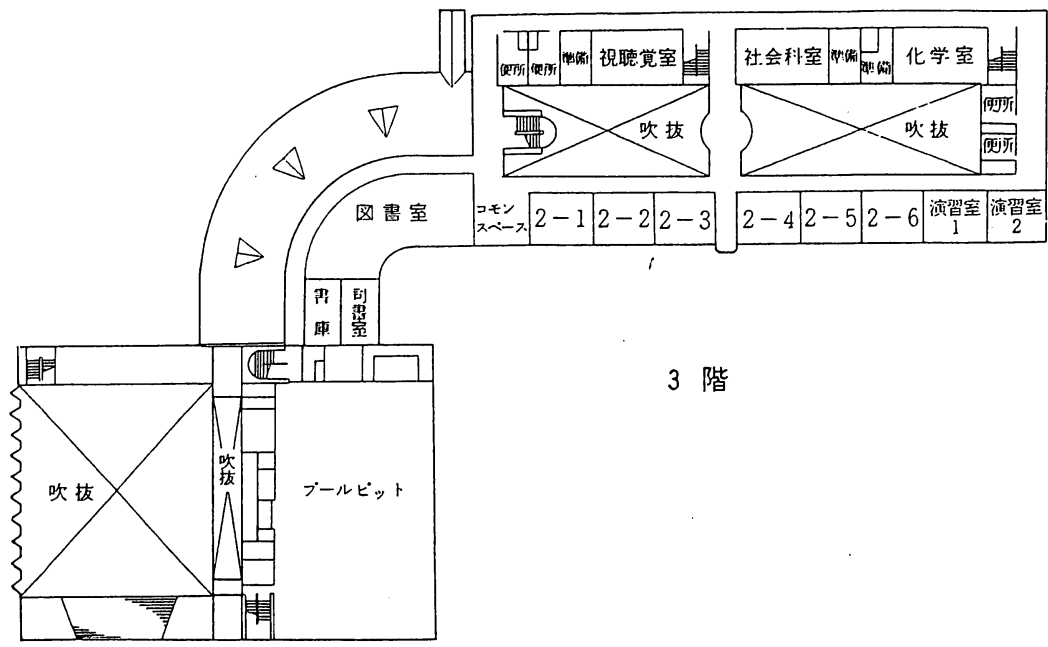
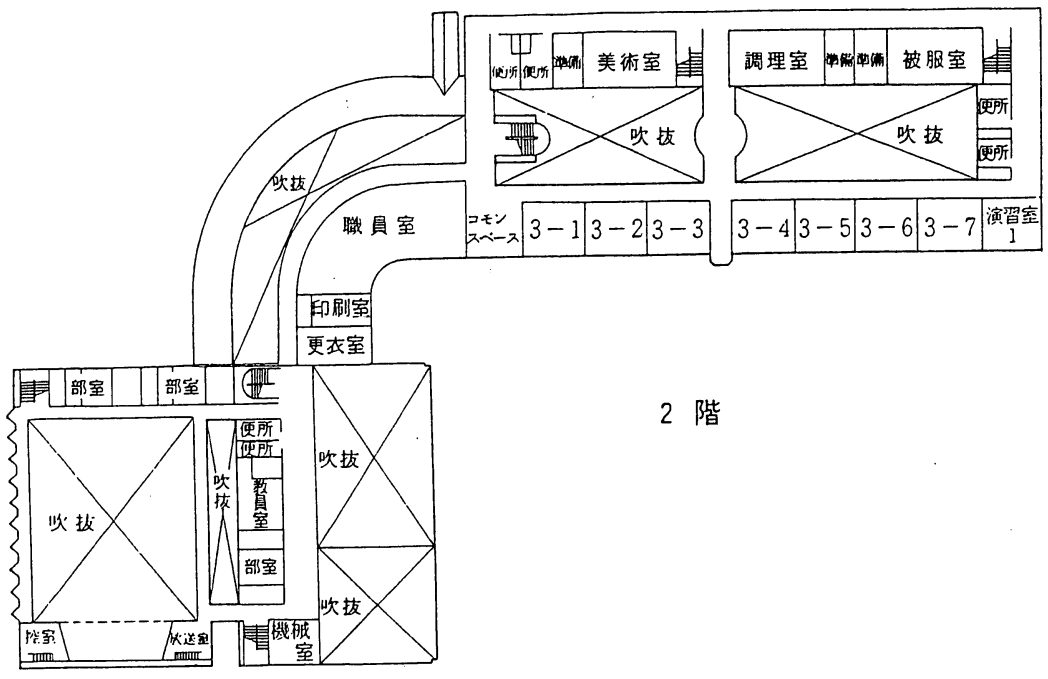
別紙3 八王子高陵高校現況施設構成

校舎配置図



教室配置図





平成 年 月 日

実施方針（業務要求水準書案・契約書案）に関する意見・質問書

多摩地域ユース・プラザ（仮称）整備等事業に関する実施方針について、以下のとおり意見・質問を提出します。

提出者	団体名					
	部署					
	氏名					
	所在地					
	電話番号					
	ファクシミリ番号					
	E-mail アドレス					
意見・質問項目	該当するものを 〇 で囲んでください。(1) 実施方針 (2) 業務要求水準書案 (3) 契約書案 (1) 意見 (2) 質問					
	タイトル					
	該当箇所	頁	第	数字	()	カナ
	頁	条・別紙	数字	()	数字	
内容						

- 注 1 御意見又は御質問は、簡潔かつ具体的に記入してください。
 2 御意見又は御質問は、この用紙 1 枚につき 1 件とします。
 3 御意見又は御質問については、個別にはお答え致しません。

(日本工業規格 A 列 4 番)